安芸高田市有住宅(甲田住宅)入居要項

安芸高田市住宅政策課

- 住宅の場所 安芸高田市甲田町高田原 1426 番地 2
- 住宅名 市有甲田住宅

■ 市有甲田住宅の概要

【構 造】 鉄筋コンクリート造 5階建

【建設年度】 昭和52年度

【間 取 り】 2DK (和室6畳1室, 4.5畳1室 DK, 浴室, 洗面, トイレ) 面積 39.83 ㎡

■ 家賃等

【家賃等】

(月額)

	1 号棟・2 号棟		
5 階	19,000円		
4 階	21,000円		
3 階	22,000円		
2 階	23,000円		
1階	22,000円		

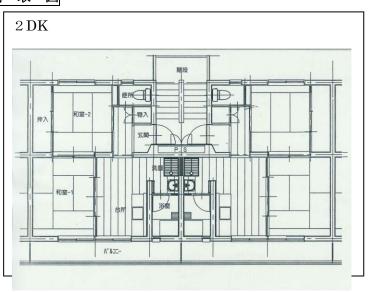
共益費	1, 00	0円
-----	-------	----

駐車場	敷地内	0	0.00
使用料		3,	000円

【敷金】

住宅使用料・駐車場使用料の2ヵ月分

■ 間 取 図



■ 入居条件

- 1. 次のいずれかに該当すること。
 - (1) 安芸高田市に定住しようとする方。
 - (2) 安芸高田市内の企業等で就労している,又は就労が決定している方。
 - (3) 安芸高田市内で子育てをしようとする方
- 2. 現に同居し、又は同居しようとする親族がある方。 ただし、単身者が入居できると指定した住宅 (甲田・常友) においてはその限りではない。
- 3. 現の住宅に困窮していることが明らかな方。
- 4. 独立した生計を営み、申込者の年収(賞与及び利子所得等で継続的な収入を含む。)の 12 分の 1 の額が入居希望市有住宅の家賃と共益費を併せた額の 3 倍以上であること。 ただし、所得の月額が 4 8 7、0 0 0 円を超える場合は除く。
- 5. 地方税等を滞納していないこと。
- 6. 入居者又は同居しようとする方が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

■ 入居決定

申込件数が、空家戸数を超えた場合は抽選を行ないます。

ただし、安芸高田市の定住施策、子育て支援の施策から、「安芸高田市有住宅条例」に基づき優先順位により入居決定することもあります。

■ そ の 他

- ・ 住宅内で犬・猫等のペットを飼育することはできません。
- 定期借家契約(貸与期間2年以内)を行ないます。

■ **入居申込書類** (別紙)

- · 安芸高田市有住宅入居申込書(様式第1号)
- · 入居資格調查承諾書(別記様式 6)
- ・ 住民票の写し(世帯全員・本籍地,続柄の記載のあるもの)
- · 所得証明書(世帯全員)
- · 市町村民税納税証明書(世帯全員)
- ・ 保険証の写し(世帯全員) ※その他入居の要件により、関係書類を求める場合があります

■ 申込先・問い合わせ先

安芸高田市地域振興事業団(土・日・祝日を除く) 広島県安芸高田市吉田町吉田 269-4

Tel (0826) 42-4282 (直通)